

平成 22 年 3 月 31 日 制定
令和 8 年 3 月 11 日 最終改正

周南市工事積算内訳公表要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、周南市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の透明性の向上を図るため、積算内訳の公表について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 設計金額 200 万円を超える競争入札に付する工事を対象とする。

(公表内容)

第 3 条 予定価格の算出に用いた積算内訳を次の各号に掲げるとおり公表するものとする。

- (1) 営繕系工事 工事費内訳、種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳
- (2) 土木系工事 工事費内訳表、明細表及び施工代価表等含む全て

(公表の時期及び期間)

第 4 条 請負契約を締結後、速やかに公表するものとし、公表した日から 1 年間とする。

(公表の方法)

第 5 条 周南市入札情報公開システムを利用して閲覧に供する方法により、公表するものとする。

(その他)

第 6 条 この要領による積算内訳の公表については、周南市情報公開条例（平成 16 年周南市条例第 36 号）の規定に基づく情報公開請求を排除するものではない。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、施行の日以後に公告又は指名通知する入札について適用する。

附 則

この要領は、令和8年3月11日から施行し、施行の日以後に公告又は指名通知する入札について適用する。